

【デジタル田園都市国家構想交付金（新規就業等支援事業）】 潜在人材掘り起こし推進事業委託業務に係る企画提案指示書

1 委託業務名

潜在人材掘り起こし推進事業委託業務

2 委託業務の目的等

本道においては、労働力人口が減少傾向にある中、中小企業等の安定的な人材確保は重要な課題であるが、近年の雇用情勢の改善はあるものの、一部地域の企業における人手不足は依然として深刻な状況にある。

このような中、本道経済を支える人材を確保するため、地域の関係機関と連携し、潜在人材（就業も求職活動も行っていない女性、高齢者、障がい者）の掘り起こし（就業意欲を喚起し、求職活動を行う状態にする）を行うとともに、人手不足の中小企業において潜在人材が就業しやすくなる就業環境整備を支援し、潜在人材と人手不足企業をマッチングすることで、潜在人材の就業促進と人手不足の解消を図るモデルを形成する。

3 対象者及び対象地域

（1）対象者

① 潜在人材

就業も求職活動も行っていない女性、高齢者、障がい者。

② デジタル技術活用希望人材

デジタル技術を活用した仕事に従事してみたいと希望を持っているもの。

当該対象者においては、支援を行う時点で職に就いていない者に加えて、既にパート等として働いている有業者も含む。

② 求人創出企業

人材の確保が困難な企業であり、本事業により、潜在人材が就業しやすくなる就業環境整備による求人の創出を希望する企業。

（2）対象地域

本事業は、本道における潜在人材の掘り起こしを行うとともに、人手不足の中小企業における就業環境整備を支援し、潜在人材と人手不足企業をマッチングすることで、潜在人材の就業促進と人手不足の解消を図るモデル事業として、岩見沢市、小樽市の2カ所を選定して実施することとする。

4 業務の内容

（1）潜在人材の掘り起こし（女性・高齢者）

自治体等の関係機関等地域のサークル（母親、シニア等）主催者と連携し、これらの者が開催するセミナーやイベントのうち、対象とする層が多く集まることが期待されるものにコーディネーターを派遣する。

コーディネーターは意欲喚起のための呼びかけや、個別相談及び後記（4）にて作成の求人情報、後記（4）にて記載の求人創出により確保した求人の提供等により、就業意欲を喚起し、求職活動を行う状態にする。

回数：14回以上（1カ所あたり）

対象者：就業も求職活動もしていない女性、高齢者

（2）潜在人材の掘り起こし（障がい者）

地域の就労継続支援B型事業所へのPR・広報活動（後記（4）にて作成の求人特集パンフレットの配布）等により就業意欲を喚起し、求職活動を行う状態にする。

(3) デジタル技術活用希望人材

実施地域のパソコン教室等と連携し、これらの者が開催するセミナーやイベントのうち、対象者が多く集まることが期待されるものにコーディネーターを派遣する。

コーディネーターは意欲喚起のための呼びかけや、個別相談及び後記(4)にて作成の求人情報、後記(4)にて記載の求人創出により確保した求人の提供等により、就業意欲を喚起し、求職活動を行う状態にする。

(4) 潜在人材層やデジタル技術活用希望人材が就業しやすい求人情報の作成と提供

短時間・軽作業等潜在人材等が就業しやすい求人に関する情報を集約の上、オンラインや紙媒体で提供できる形式にし、前述(1)に掲げるコーディネーター派遣への活用、地域包括支援センター等対象とする層が多く集まる場所への配架、SNSでの発信等を行う。

(5) 求人創出

人手不足の中小企業の中から参加企業を募集・選定し、コーディネーターが当該企業へ訪問し、潜在人材やデジタル技術活用希望人材が就業しやすくなる就業環境整備を支援することで、短時間業務等を切り出し、潜在人材やデジタル技術活用希望人材のニーズに合った求人を創出する。

回数：7回以上(1カ所あたり)

対象企業：人手不足解消に向け、業務の見直しに積極的に取り組む企業(1カ所5社以上)

内容：地域の自治体や経済団体等から情報提供を受けた中小企業や自ら参加を希望する中小企業を選定のうえ、当該企業へ訪問し、潜在人材やデジタル技術活用希望人材が就業しやすくなる就業環境整備を支援することで、のニーズに合った求人を創出する。

(6) フォローアップ

①掘り起こされた人材に対して

(女性・高齢者・デジタル技術活用希望人材)

- ・地域で開催される合同企業説明会等への参加を誘導
- ・ハローワーク、シルバー人材センター、マザーズキャリアカフェ等への登録を誘導

(障がい者)

- ・ハローワークや障がい者就業・生活支援センターへの登録を誘導

②企業に対して

- ・潜在人材やデジタル技術活用希望人材のニーズに合った労働条件等の見直しによる求人創出への支援
- ・創出した求人情報をハローワーク等マッチング機関に登録するための支援
- ・既存の合同企業説明会への出展を誘導

③その他

- ・掘り起こした潜在人材やデジタル技術活用希望人材と創出した求人のマッチング支援、就業までの伴走支援を実施

(7) プラットフォームとの連携

北海道は、本事業を効果的に実施するため、また、事業終了後、地域の関係機関により本取組が自走できるよう、地域の自治体や経済団体、地域のNPOや任意団体、公共職業安定所、シルバー連合会、マザーズキャリアカフェ、民間人材紹介事業者等、事業実施に関わる関係機関とで構成されるプラットフォームを形成し、進捗管理、連携強化のための働きかけを行う。

受託者は、プラットフォーム参加機関の機能を活用した事業の周知やハローワーク等マッチング機関と連携し、掘り起こした潜在人材やデジタル技術活用希望人材と創出した求人のマッチングにつなげる。

5 提案に当たっての留意事項及び提案事項

(1) 留意事項

ア 本事業で取り扱う個人情報は、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱ってください。

イ 4の業務の内容を基本に、地域の実情(女性・高齢者・障がい者等の就業状況)に応じながら柔軟に実施内容を変更してください。

(2) 提案事項

(全体)

ア 道内の人手不足の現状や人手不足解消に向けた課題を踏まえ、本事業の基本コンセプトを提案してください。

イ 事業の全体像について、各業務の位置づけや業務の流れなどが分かるよう、概念図などを用い、簡潔かつ分かりやすく提案してください。

(実施地域)

ウ 実施地域について、岩見沢市、小樽市の2地域で実施することとし、実施地域の状況や関係機関との連携状況から、効果的な事業の実施が期待できる提案をしてください。

(潜在人材の掘り起こし(女性・高齢者))

エ 実施内容、実施に当たっての工夫点を具体的に提案してください。

オ 潜在人材の就業意欲の喚起方法、コーディネーターを派遣するセミナー等を具体的に提案してください。

(潜在人材の掘り起こし(障がい者))

カ 実施内容、工夫、取組方法を具体的に提案してください。

キ 地域の就労継続支援B型事業所へのPR方法等を具体的に提案してください。

(デジタル技術活用希望人材の掘り起こし)

ク 実施内容、実施に当たっての工夫点を具体的に提案してください。

ケ デジタル技術活用希望人材の就業意欲の喚起方法、コーディネーターを派遣するセミナー等を具体的に提案してください。

(潜在人材やデジタル技術活用希望人材のニーズに合った求人情報の作成)

コ 求人情報編集時の、潜在人材やデジタル技術活用希望人材に対する訴求ポイントや提供方法を具体的に提案してください。

(求人創出)

サ 人手不足企業の業務内容の見直し・求人創出の手法について具体的に提案してください。

(フォローアップ)

シ 地域で開催される合同企業説明会等や、ハローワーク・シルバー人材センター・マザーズキャリアカフェ、その他民間人材紹介事業者等への登録誘導の手法、創出した求人とのマッチング手法について提案してください。

ス 就業までの伴走支援について具体的に提案してください。

(業務処理スケジュール)

セ 具体的かつ実現可能な業務処理スケジュールを提案してください。

(「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」に関する事項)

ソ 道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書(写し)や認証書(写し)を提出してください。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書(写し)や認定証(写し)を提出してください。

タ 国が実施している、「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書を提出してください。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書を提出してください。

6 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

7 成果目標

- ・新規求職者数(ハローワーク、シルバー人材センター、マザーズキャリアカフェ、障がい者就業・生活支援センターその他登録人材紹介事業者への新規登録者数) : 150名
- ・新規就業者数 : 潜在人材 90名
デジタル技術活用希望人材 10名
- ・求人創出企業数 : 10社

8 審査基準

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案者の適格性

- ア 提案者の事業内容及び過去実績から見て受託能力があるか。
- イ 潜在人材（就業も求職活動も行っていない女性・高齢者・障がい者）の就業の現状・課題に関して、相当程度の知識と適正な認識があるか。
- ウ 事業を円滑かつ確実に実施するための資源、特性、ノウハウなどを持っているか。
- エ 事業を円滑かつ確実に実施する体制は確保されているか。

(2) 企画提案内容の目的適合性及び業務遂行方法の妥当性

- ア 本事業の目的及び背景を十分に理解し、明確なコンセプトのもとに各業務の提案がなされているか。
- イ 潜在人材の就業意欲の喚起を期待できる提案か。
- ウ 潜在人材の求職活動への効果的誘導が期待できる提案か。
- エ デジタル技術活用希望人材の就業意欲の喚起を期待できる提案か。
- オ デジタル技術活用希望人材の求職活動への効果的誘導が期待できる提案か。
- カ 対象とする地域の関係機関との役割分担と連携に関する具体的な提案がなされているか。
- キ 求人情報の編集に係る訴求ポイントや提供方法は潜在人材やデジタル技術活用希望人材のニーズに合ったものか。
- ク 求人創出に取り組む企業を確保できる見通しがあるか。
- ケ 企業の業務内容の見直し・求人創出の手法について、実現可能であり、潜在人材やデジタル技術活用希望人材のニーズに合ったものか。
- コ 本業務の目的に沿ったコーディネーター等を確保できているか。
- サ フォローアップの体制は、企業・求職者双方に効果的な支援体制であるか。
- シ 業務処理のスケジュールは妥当か。（具体的・実現可能な内容であるか）

(3) 道施策との整合性

- ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか（4（2）ス参照）
- イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」の一定以上の認証ポイントを獲得しているか（4（2）ス参照）
- ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか

9 企画提案者の参加資格要件

- (1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第167号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - （ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - （イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - （ウ）消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - （ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - （イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - （ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

10 参加資格審査申請書の提出

本企画提案への参加を希望する者は、次の書類を令和6年3月8日付公告に定める日までに提出してください。

- (1) 提出書類
 - ア 参加資格審査申請書 …… 別紙1-1
 - イ 企業概要書 …… 別紙1-2
 - ウ 誓約書 …… 別紙1-3
 - エ 添付書類
 - （ア）参加表明する者が法人の場合は商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書
 - （イ）参加表明する者がコンソーシアムの場合は、上記（ア）の書類及びコンソーシアム協定書（別添様式）の写し
 - （ウ）道税について滞納がないことを証する納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
 - （エ）健康保険、構成年金、雇用保険については支払義務を履行していることを証する納付証明書等（届出義務がない者については、社会保険等適用除外申出書（別添様式）を提出すること。）
- (2) 提出部数
1部
- (3) 提出期限
令和6年（2024年）3月22日（金）17時（必着）
- (3) 提出場所・問い合わせ先
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎9階）
北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係 担当：谷
メール：tani.yousuke@pref.hokkaido.lg.jp
電話：011-204-5354
- (4) 提出方法
持参または郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）とする。

11 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、「潜在人材掘り起こし推進事業委託業務企画提案書」を提出してください。

提出期限

令和6年（2024年）4月5日（金） 17時（必着）

12 企画提案書の作成方法

(1) 別紙2「企画提案書」を1ページ目とし、次ページに目次をつけ、以降、企画提案の内容とし、最後に「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定書及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証書としてください。

なお、別紙2の「主な業務経歴」欄には国又は地方公共団体と契約を締結し、確実に履行した雇用対策に係る主な実績を記載し、事業実績を示す書類（契約書及び実績報告書、又は実績が分かる資料（必須）等）の写しを1部添付してください。また、「業務処理体制」欄には本業務に関わる方全てについて必要な事項を記載してください。

(2) 企画提案書の様式は特に定めませんが、用紙の大きさは日本工業規格A4判とし、(2)を除き片面30枚以内としてください。

(3) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまいませんが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないでください。

(4) 企画提案説明書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現としてください。

(5) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止します。

(6) 提出部数は8部です。

なお、第1ページ目の社名は1部にのみ記入し、残り7部には記入しないでください。

また、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定書及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証書は、1部提出してください。

(7) 提案内容は、全て企画提案書に記載してください。別添となるパンフレットや補充資料、図面等については受理しません。また、提出された企画提案書は返却しません。

(8) 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできません。

13 総合評価審査会（ヒアリング）の実施

(1) 企画提案された内容についてのヒアリングを実施させていただきます。

(2) 日時、場所、留意事項等は別途通知します。

(3) ヒアリングは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認められません。

(4) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、企画提案書による第一次審査を実施し、上位5者をヒアリングへの参加事業者とします。

14 委託契約に関する基本的事項

委託契約については、次の事項を基本とします。

(1) 採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合があります。

(2) 選定された企画提案者に対して、所定の手続きを経た上で見積書の提出を依頼します。

(3) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わずことはできません。

(4) 委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは道に移転しなければなりません。

(5) 既に他機関等から委託等を受けている業務について、それと同一の対象範囲の業務については本委託業務の対象とすることはできません。

15 その他

- (1) 本企画提案に係る説明会は実施しません。質問等がある場合は、個別に説明しますので担当部局に問合せください。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とします。
- (3) 企画提案の採否については、文書で通知します。
- (4) 参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なします。
また、ヒアリングに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものと見なします。
- (5) 提出された参加表明書又は企画提案書等提出書類は、返却いたしません。委託事業者の選定のためだけに使用し、機密保持には十分配慮いたします。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (6) 採択決定後、提出いただいた提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用についてはあらかじめ提案者の了解を得たものとして扱わせていただきます。
- (7) 提出された書類は、道において必要な場合、複製を作成することがあります。
- (8) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差替え又は再提出は認めません。